

電話サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧		新	
(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使⽤します。		(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使⽤します。	
用 語	用 語 の 意 味	用 語	用 語 の 意 味
1 ～ (略) 3の2	(略)	1 ～ (略) 3の2	(略)
3の3 国際通話	通話のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。）を含みます。以下同じとします。）との間で行われるもの	3の3 国際通話	通話のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。） <u>、</u> 当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。） <u>及び</u> 当社が別に定める電気通信事業者の国際ネットワーク番号を用いた電気通信サービスに係る電気通信設備（以下「国際ネットワーク設備」といいます。） <u>を</u> 含みます。以下同じとします。）との間で行われるもの
4 ～ (略) 31	(略)	4 ～ (略) 31	(略)

第2 通話料金		第2 通話料金	
1 適用		1 適用	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1) ～ (略) (8)	(略)	(1) ～ (略) (8)	(略)
(9) 本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局等との間の通話の取扱い	本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局 <u>又は</u> 特定衛星携帯端末との間で行われる通話については、その着信先となる移動地球局 <u>又は</u> 特定衛星携帯端末の所在地にかかわらず、国際通話として取り扱います。	(9) 本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局等との間の通話の取扱い	本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局、特定衛星携帯端末 <u>又は</u> 国際ネットワーク設備との間で行われる通話については、その着信先となる移動地球局、特定衛星携帯端末 <u>又は</u> 国際ネットワーク設備の所在地にかかわらず、国際通話として取り扱います。
(10) ～ (略) (20)	(略)	(10) ～ (略) (20)	(略)

新旧対照

旧		新	
2 料金額		2 料金額	
2-1 国内通話に関する料金 (略)		2-1 国内通話に関する料金 (略)	
2-2 国際通話に関する料金		2-2 国際通話に関する料金	
2-2-1 国際通話の取扱地域		2-2-1 国際通話の取扱地域	
地域区分	地 域	地域区分	地 域
(略)	(略)	(略)	(略)
特定衛星携帯 端末	イリジウム スラヤー	特定衛星携帯 端末	イリジウム スラヤー
		国際ネットワ ーク設備	トランザテル
備考 インマルサットシステムに係る移動地球局には、その設備等によりフリート、 BGAN/FBB、BGAN-HSD/FBB-HSD、エアロ、F-HSD の区別があります。		備考 1 インマルサットシステムに係る移動地球局には、その設備等によりフリート、 BGAN/FBB、BGAN-HSD/FBB-HSD、エアロ、F-HSD の区別があります。 2 公衆電話の電話機等から国際ネットワーク設備への通話は、行うことができ ません。	
2-2-2 国際通話に関する料金額		2-2-2 国際通話に関する料金額	
(1) 一般通話料		(1) 一般通話料	
(単位：円)		(単位：円)	
着信先の地域	料金額	着信先の地域	料金額
(略)	1分までごとに 次に規定する額	(略)	1分までごとに 次に規定する額
スラヤー	175	スラヤー	175
		トランザテル	120
備考 (略)		備考 (略)	
		附 則（令和6年10月25日企第155500000470号） この改正規定は、令和6年11月1日から実施します。	

総合デジタル通信サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧		新	
(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使⤵用します。		(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使⤵用します。	
用 語	用 語 の 意 味	用 語	用 語 の 意 味
1 ～ (略) 2の2	(略)	1 ～ (略) 2の2	(略)
2の3 国際通信	通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。）を含みます。以下同じとします。）との間で行われるもの	2の3 国際通信	通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。） <u>、</u> 当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。） <u>、</u> 及び当社が別に定める電気通信事業者の国際ネットワーク番号を用いた電気通信サービスに係る電気通信設備（以下「国際ネットワーク設備」といいます。） <u>、</u> を含みます。以下同じとします。）との間で行われるもの
3 ～ (略) 27	(略)	3 ～ (略) 27	(略)
		附 則（令和6年10月25日企第155500000470号） この改正規定は、令和6年11月1日から実施します。	

音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧		新																					
(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。 <table><tr><th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr><tr><td>1 ～ 3 (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>4 国際通信</td><td>通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）<u>及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。）を含みます。以下同じとします。）との間で行われるもの</u></td></tr><tr><td>5 ～ 22 (略)</td><td>(略)</td></tr></table>		用 語	用 語 の 意 味	1 ～ 3 (略)	(略)	4 国際通信	通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。） <u>及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。）を含みます。以下同じとします。）との間で行われるもの</u>	5 ～ 22 (略)	(略)	(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。 <table><tr><th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr><tr><td>1 ～ 3 (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>4 国際通信</td><td>通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）<u>）</u>当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。）<u>及び当社が別に定める電気通信事業者の国際ネットワーク番号を用いた電気通信サービスに係る電気通信設備（以下「国際ネットワーク設備」といいます。）</u>を含みます。以下同じとします。）との間で行われるもの</td></tr><tr><td>5 ～ 22 (略)</td><td>(略)</td></tr></table>		用 語	用 語 の 意 味	1 ～ 3 (略)	(略)	4 国際通信	通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。） <u>）</u> 当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。） <u>及び当社が別に定める電気通信事業者の国際ネットワーク番号を用いた電気通信サービスに係る電気通信設備（以下「国際ネットワーク設備」といいます。）</u> を含みます。以下同じとします。）との間で行われるもの	5 ～ 22 (略)	(略)				
用 語	用 語 の 意 味																						
1 ～ 3 (略)	(略)																						
4 国際通信	通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。） <u>及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。）を含みます。以下同じとします。）との間で行われるもの</u>																						
5 ～ 22 (略)	(略)																						
用 語	用 語 の 意 味																						
1 ～ 3 (略)	(略)																						
4 国際通信	通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。） <u>）</u> 当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。） <u>及び当社が別に定める電気通信事業者の国際ネットワーク番号を用いた電気通信サービスに係る電気通信設備（以下「国際ネットワーク設備」といいます。）</u> を含みます。以下同じとします。）との間で行われるもの																						
5 ～ 22 (略)	(略)																						
第2類 通信料金 第1 第1種サービスに係るもの 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1) ～ (9) (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(10) 本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局等との間の通信の取扱い</td><td>本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局<u>又は</u>特定衛星携帯端末との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局<u>又は</u>特定衛星携帯端末の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。</td></tr><tr><td>(11) (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(12) (略)</td><td>(略)</td></tr></table>		区 分	内 容	(1) ～ (9) (略)	(略)	(10) 本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局等との間の通信の取扱い	本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局 <u>又は</u> 特定衛星携帯端末との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局 <u>又は</u> 特定衛星携帯端末の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。	(11) (略)	(略)	(12) (略)	(略)	第2類 通信料金 第1 第1種サービスに係るもの 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1) ～ (9) (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(10) 本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局等との間の通信の取扱い</td><td>本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局、特定衛星携帯端末<u>又は</u>国際ネットワーク設備との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局、特定衛星携帯端末<u>又は</u>国際ネットワーク設備の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。</td></tr><tr><td>(11) (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(12) (略)</td><td>(略)</td></tr></table>		区 分	内 容	(1) ～ (9) (略)	(略)	(10) 本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局等との間の通信の取扱い	本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局、特定衛星携帯端末 <u>又は</u> 国際ネットワーク設備との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局、特定衛星携帯端末 <u>又は</u> 国際ネットワーク設備の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。	(11) (略)	(略)	(12) (略)	(略)
区 分	内 容																						
(1) ～ (9) (略)	(略)																						
(10) 本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局等との間の通信の取扱い	本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局 <u>又は</u> 特定衛星携帯端末との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局 <u>又は</u> 特定衛星携帯端末の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。																						
(11) (略)	(略)																						
(12) (略)	(略)																						
区 分	内 容																						
(1) ～ (9) (略)	(略)																						
(10) 本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局等との間の通信の取扱い	本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局、特定衛星携帯端末 <u>又は</u> 国際ネットワーク設備との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局、特定衛星携帯端末 <u>又は</u> 国際ネットワーク設備の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。																						
(11) (略)	(略)																						
(12) (略)	(略)																						

新旧対照

旧		新	
通信料金別表 1 国際通信に関する料金		通信料金別表 1 国際通信に関する料金	
1 国際通信の取扱い地域		1 国際通信の取扱い地域	
地域区分	地 域	地域区分	地 域
(略)	(略)	(略)	(略)
特定衛星携帯 端末	イリジウム スラヤー	特定衛星携帯 端末	イリジウム スラヤー
		国際ネットワ ーク設備	トランザテル
備考 (略)		備考 (略)	
2 国際通信に関する料金額		2 国際通信に関する料金額	
(単位：円)		(単位：円)	
着信先の地域	料金額	着信先の地域	料金額
(略)	1分までごとに 次に規定する額	(略)	1分までごとに 次に規定する額
スラヤー	175	スラヤー	175
		トランザテル	120
		附 則（令和6年10月25日企営第155500000470号） この改正規定は、令和6年11月1日から実施します。	

特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧		新	
(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使⤵します。		(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使⤵します。	
用 語	用 語 の 意 味	用 語	用 語 の 意 味
1 ～ 3 (略)	(略)	1 ～ 3 (略)	(略)
4 国際通信	通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。） <u>及び</u> 当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。）を含みます。以下同じとします。）との間で行われるもの	4 国際通信	通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。） <u>、</u> 当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。） <u>及び</u> 当社が別に定める電気通信事業者の国際ネットワーク番号を用いた電気通信サービスに係る電気通信設備（以下「国際ネットワーク設備」といいます。） <u>を含む</u> 。以下同じとします。）との間で行われるもの
5 ～ 26 (略)	(略)	5 ～ 26 (略)	(略)
		附 則（令和6年10月25日企第155500000470号） この改正規定は、令和6年11月1日から実施します。	